

四日市市告示第145号

四日市市知的障害者（児）等位置探索サービス費用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月28日

四日市市長 森 智 広

四日市市知的障害者（児）等位置探索サービス費用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市知的障害者（児）等位置探索サービス費用助成事業実施要綱（平成28年四日市市告示第45号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>○四日市市知的障害者（児）等位置<u>情報検索</u>サービス<u>初期</u>費用助成事業実施要綱</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、<u>位置情報検索</u>サービスの契約等に要する費用を助成することにより、知的障害者（児）が所在不明になった場合の早期発見及び安全の確保を図るとともに、家族等の精神的・経済的負担を軽減することを目的とする。</p> <p>（対象者）</p> <p>第2条 この事業の対象者は、原則として市内に住所を有する者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、<u>四日市市認知症高齢者等安心おかせりシール交付事業実施要綱（令和2年10月1日四日市市告示第477号）</u>による四日市市認知症高齢者等安心おかせ</p>	<p>○四日市市知的障害者（児）等位置<u>探索</u>サービス費用助成事業実施要綱</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、<u>位置探索</u>サービスの契約等に要する費用を助成することにより、知的障害者（児）が所在不明になった場合の早期発見及び安全の確保を図るとともに、家族等の精神的・経済的負担を軽減することを目的とする。</p> <p>（対象者）</p> <p>第2条 この事業の対象者は、原則として市内に住所を有する者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、<u>四日市市家族介護支援事業要綱（平成12年四日市市告示第116号）</u>による四日市市認知症高齢者家族支援サービス事業の対象となる高齢者等を除</p>

りシール交付事業、四日市市認知症高齢者等あんしんGPS貸与事業実施要綱（令和2年10月1日四日市市告示第478号）による四日市市認知症高齢者等あんしんGPS貸与事業又は四日市市認知症高齢者等安心GPS給付事業実施要綱（令和3年4月1日四日市市告示第239号）による四日市市認知症高齢者等あんしんGPS給付事業の対象となる認知症高齢者等を除く。

(1) 知的障害者（児）又は発達障害者（児）で位置情報検索サービスの利用が必要と認められるもの。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条の規定に基づき、本市以外の市町村が介護給付費等の支給決定を行っている者を除く。

(2) （略）

（助成対象経費等）

第3条 助成の対象となる経費は、位置情報検索サービスを利用するための機器（電話機能を有するものを除く）の購入、契約等に要した経費とし、毎月の使用料、検索料、修繕費等は含まないものとする。

2 助成の対象となる位置情報検索サービスを利用するための機器購入、契約等は、対象者あたり1回とする。

3 助成金の額は、第1項に定める助成の対象になった経費のうち別表に掲げる

く。

(1) 知的障害者（児）又は発達障害者（児）で位置探索サービスの利用が必要と認められるもの。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条の規定に基づき、本市以外の市町村が介護給付費等の支給決定を行っている者を除く。

(2) （略）

（助成対象経費等）

第3条 助成の対象となる経費は、位置探索サービスを利用するための機器購入、契約等に要した経費とし、毎月の使用料、検索料、修繕費等は含まないものとする。

2 助成の対象となる位置探索サービスを利用するための機器購入、契約等は、対象者あたり1回とする。

3 助成金の額は、第1項に定める助成の対象になった経費のうち別表に掲げる

額とする。ただし、その額が、別表に掲げる額に満たない場合は、位置情報検索サービスを利用するための機器購入、契約等に要した経費とする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、四日市市知的障害者（児）等位置情報検索サービス初期費用助成申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査のうえ、助成金交付の可否を決定し、その旨を、四日市市知的障害者（児）等位置情報検索サービス初期費用助成決定（却下）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(台帳整備)

第9条 市長は、助成金の交付状況を明らかにするため、四日市市知的障害者（児）等位置情報検索サービス初期費用助成金交付台帳を備えるものとする。

額とする。ただし、その額が、別表に掲げる額に満たない場合は、位置探索サービスを利用するための機器購入、契約等に要した経費とする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、四日市市知的障害者（児）等位置探索サービス費用助成申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査のうえ、助成金交付の可否を決定し、その旨を、四日市市知的障害者（児）等位置探索サービス費用助成決定（却下）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(台帳整備)

第9条 市長は、助成金の交付状況を明らかにするため、四日市市知的障害者（児）等位置探索サービス費用助成金交付台帳を備えるものとする。

第1号様式から第4号様式までを次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

四日市市知的障害者（児）等位置情報検索サービス初期費用助成申請書

年 月 日

四日市市長

（申請者）住所
氏名
電話

（対象者との続柄）

四日市市知的障害者（児）等位置情報検索サービス初期費用助成について、次のとおり申請します。

対象者の状況	対象者氏名	
	生年月日	年 月 日
	必要とする理由	
申請金額		円
取扱業者		

添付書類

- ・見積書（コピー不可）
- ・所得・課税証明書（控除額の明細等全て記載のあるもの。同意により市で確認できる場合は不要）
- ・市長が必要と認める書類

同意書

私は、この申請書に係る事務を行うため、四日市市長が市の保有する私及び私の世帯に関する個人情報（住民基本台帳情報、税情報、生活保護情報等）を利用することに同意します。

年 月 日

対象者氏名

※署名又は記名押印 ※対象者が18歳未満の場合は保護者氏名

第2号様式（第5条関係）

障害 第 号
年 月 日

様

四日市市長 印

四日市市知的障害者（児）等位置情報検索サービス初期費用助成決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった四日市市知的障害者（児）等位置情報検索サービス初期費用については、四日市市知的障害者（児）等位置情報検索サービス初期費用助成要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

申請者氏名		対象者氏名	
助成の可否	可 ・ 否		
助成金の額	円		
助成しない理由			

第3号様式（第6条関係）

実 績 報 告 書

四日市市長

年 月 日

住所

氏名

電話

年 月 日付け四日市市障害 第 号で助成金の交付決定を受けた件について、次のとおり報告します。

機器購入又は 契約店	
購入又は契約 年月日	年 月 日
契約者名	
機器購入費	円
契約費	円
対象者名	(契約者との続柄)

※添付書類

- ・ 機器購入に要した経費の領収書（写しでも可）
- ・ 契約書の写し
- ・ 請求書（第4号様式）
- ・ その他市長が必要と認める書類

第4号様式（第6条関係）

四日市市長

請 求 書

金 _____ 円

ただし、知的障害者（児）等位置情報検索サービス初期費用として、上記の金額を請求
します。

年 月 日

（請求者） 住所
氏名

※署名又は記名押印

（対象者） 氏名

（請求者との続柄 _____ ）

支払金融機関	金融機関名		種別	口座番号	口座名義人（※）
	銀行 金庫 農協	支店 支所 出張所	普通		

※請求者本人名義に限る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(健康福祉部障害福祉課)